第２節　避難住民等の救援に関する措置
1　救援の指示等
2　救援の実施
3　救援の内容
⑴　収容施設の供与
⑵　食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
⑶　医療の提供及び助産
⑷　被災者の捜索及び救出
⑸　埋葬及び火葬
⑹　電話その他の通信設備の提供
⑺　福祉サービスの提供
⑻　武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
⑼　学用品の給与
⑽　死体の捜索及び処理
⑾　武力攻撃災害によって住宅又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
4　その他の医療活動
⑴　医療活動を実施するための体制整備等
⑵　医療活動の実施
5　医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項
⑴　核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動
⑵　生物剤による攻撃の場合の医療活動
⑶　化学剤による攻撃の場合の医療活動
6　安否情報の収集及び提供
⑴　安否情報の収集及び提供
①　市町村長の行う安否情報の収集
②　都道府県知事の行う安否情報の収集
③　総務大臣の行う安否情報の収集
④　安否情報の提供
⑵　関係機関による安否情報の収集に対する協力
⑶　外国人に関する安否情報の収集及び提供
第３節　武力攻撃災害への対処に関する措置
1　武力攻撃災害への対処
2　緊急通報の発令等
3　生活関連等施設の安全確保
⑴　生活関連等施設の安全確保
①　平素からの備え
②　武力攻撃事態等における措置
③　危険物質等の取扱所の使用停止等
④　石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生・拡大の防止
⑵　武力攻撃原子力災害への対処
①　体制の整備
②　活動体制の確立
③　モニタリングの実施
④　原子炉の運転停止
⑤　安定ヨウ素剤の服用
⑥　避難退域時検査及び簡易除染の実施
⑦　飲食物の摂取制限等
4　ＮＢＣ攻撃による災害への対処
⑴　核攻撃等の場合
⑵　生物剤による攻撃の場合
⑶　化学剤による攻撃の場合
5　消火活動及び救助・救急活動
6　感染症等の指定等の特例
7　保健衛生に関する活動
8　廃棄物処理の特例
9　文化財保護の特例
第４節　国民の保護のための措置全般についての留意事項
1　情報の収集及び提供
⑴　平素からの備え
⑵　被災情報等の収集及び提供
2　通信の確保
⑴　平素からの備え
⑵　武力攻撃事態等における通信の確保
3　運送の確保
⑴　平素からの備え
⑵　武力攻撃事態等における運送の確保
4　交通の管理
⑴　道路交通の管理
①　平素からの備え
②　武力攻撃事態等における交通規制等
⑵　船舶交通の管理及び航空管制
5　民間からの救援物資等の受入れ
⑴　民間からの救援物資の受入れ
⑵　海外からの支援の受入れ
6　赤十字標章等及び特殊標章等の交付等
第５節　国民生活の安定に関する措置
1　国民生活の安定
⑴　生活関連物資等の価格の安定等
⑵　金銭債務の支払猶予等
⑶　特定武力攻撃災害の被害者の権利利益の保全等
⑷　政府関係金融機関等による武力攻撃災害に関する融資
⑸　通貨及び金融の安定
⑹　その他避難住民等の生活の安定等のための措置
2　生活基盤等の確保
⑴　ライフライン施設の機能の確保
⑵　電気・ガス・水の安定的な供給等
⑶　運送・通信・郵便の確保
⑷　医療の確保
⑸　公共的施設の適切な管理
⑹　武力攻撃災害に関する指導、助言等
3　応急の復旧
⑴　基本的事項
⑵　ライフラインの応急の復旧
⑶　輸送路の確保に関する応急の復旧等
①　総合調整等
②　道路の応急の復旧等
③　航路、港湾施設、漁港施設等の応急の復旧等
④　空港の応急の復旧等
⑤　鉄道施設等の応急の復旧等
第６節　武力攻撃災害の復旧に関する措置
第７節　訓練及び備蓄
1　訓練
2　備蓄
第５章　緊急対処事態への対処
第１節　緊急対処事態
1　攻撃対象施設等による分類
⑴　危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
⑵　多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
2　攻撃手段による分類
⑴　多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
⑵　破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
第２節　緊急対処事態対策本部等
1　緊急対処事態対策本部
2　緊急対処事態現地対策本部の設置
第３節　緊急対処保護措置の実施
1　緊急対処保護措置の実施に関する基本的事項
2　緊急対処事態における警報
第６章　国民の保護に関する計画等の作成手続

国家試験

税理士試験公告

令和８年度（第76回）税理士試験の施行について、税理士法施行規則（昭和26年大蔵省令第55号）第６条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年４月３日　　国税審議会会長　佐藤　英明

税理士試験は、次の要領で行う。

一　試験日時及び試験科目

令和８年８月４日（火）

午前９時から同11時まで	簿記論
午後０時30分から同２時30分まで	財務諸表論
午後３時30分から同５時30分まで	消費税法又は酒税法

令和８年８月５日（水）

午前９時から同11時まで	法人税法
正午から午後２時まで	相続税法
午後３時から同５時まで	所得税法